

第24回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月10日(金)

午前8時53分～午前10時21分

2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第24回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年6月10日(金) 午前8時53分～午前10時21分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 6月の農業相談委員

4番	松井	悟	委員
5番	池田	光一	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(● ● ● ●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(● ● ●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●● 外1名)
- ④ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理特例事業)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) その他の案件

- ① 最適化活動について
- ② 交付対象水田見直しについて
- ③ 農地関連法案の改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖
事務局職員	大村 亮介

開 会 8 時 5 3 分

議長

皆さんおはようございます。
時間前ですが、皆さんお揃いですので始めます。
田植えも始まりご多忙中と思いますが、早めに切り上げたい
と思っていますので、よろしくお願ひします。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7
名の出席です。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第24回遠賀町農業委員会総会を開会
いたします。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、
5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はあ
りません。

- 議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農地法第5条申請関係1件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。
- 議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。
- 事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が松の本にお住まいの● ●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字中下3430番、地目は田、面積が525㎡です。
農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は準工業地域の第3種農地となっております。
規模拡大のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に問題は無いものと思われまます。
- 続きまして、議案書の5ページをお開きください。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が老良にお住まいの●● ●●氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字老良字村下358番1、地目は田、面積が1,242㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。
規模拡大のため農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に問題は無いものと思われまます。
- 続きまして、議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が今古賀にお住まいの●●●●氏 外1名、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が9ページの字図にありますように、大字今古賀字貴舟399番4、地目は畑、面積が212㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第2種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

10ページが現況図、11ページが配置図、12ページが立面図となっております。13ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道での処理となっております。14ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の15ページをお開きください。

付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構で、譲渡人が老良にお住まいの●●●●氏で、申請地が17ページの字図にありますように、大字老良字砦435番、地目は田、面積が2,105㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。所有権の移転時期は6月末を予定しております。

本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせんによる農地売買事業に係る利用集積計画になります。この農地あっせん事業は農用地の売買について、推進機構が仲介に入り、所有者から一旦機構が買い受け、機構から担い手に売り渡す事業になります。今後は●●●●氏へ機構から売り渡す議案を提案する予定となっております。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 8 時 5 7 分

－ 現地調査後 －

再 開 9 時 5 6 分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6 番) 特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願
いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。
地区担当の高崎洋介副会長からご報告をお願いします。

地元委員 (2 番) 特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願
いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある

委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 (6番) 特に問題は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。
中間管理事業に関する案件ということですので、事務局より報告をお願いします。

事務局 先程も申し上げましたが、本件は通常の利用権設定に基づく利用集積計画ではなく、県の農業振興推進機構の仲介・あっせん

による農地売買事業に係る利用集積計画になります。本議案が承認された場合、譲受人の農業振興推進機構へ譲渡されることとなります。

ちなみに今後は●●●●氏へ機構から売り渡す議案を提案する予定となっています。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 それでは、付議案件⑤について事務局より説明願います。

事務局 はい、それでは議案書18ページをお開きください。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。
中間管理事業の利用権設定分で、今回は1筆1,064㎡の承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 本日は報告案件はありません。
その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①最適化活動、令和 4 年度の計画について説明。

その他の案件②交付対象水田見直しについて説明。

その他の案件③農地関連法案の改正について説明。

現況証明と非農地証明について説明。

議長 その他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 それではその他皆さんの方からございませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第 24 回
遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10 時 21 分